

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	遠軽町公的給付支給等関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠軽町は、公的給付支給等に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

遠軽町長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付支給等関係事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、公的給付の支給等に関する事務を行う。 公的給付の支給等に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給 ・子育て世帯への臨時特別給付金支給 ・子育て世帯生活支援特別給付金支給 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給
③システムの名称	総合行政情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公的給付支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9第1項及び別表第一101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部企画課、民生部保健福祉課、民生部子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	遠軽町総務部情報管財課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4271
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	遠軽町総務部情報管財課 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 電話0158-42-4271

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、公的給付の支給等に関する事務を行う。 公的給付の支給等に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給 ・子育て世帯への臨時特別給付金支給 ・子育て世帯生活支援特別給付金支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、公的給付の支給等に関する事務を行う。 公的給付の支給等に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給 ・子育て世帯への臨時特別給付金支給 ・子育て世帯生活支援特別給付金支給 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給	事前	
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、公的給付の支給等に関する事務を行う。 公的給付の支給等に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給 ・子育て世帯への臨時特別給付金支給 ・子育て世帯生活支援特別給付金支給 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、公的給付の支給等に関する事務を行う。 公的給付の支給等に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給 ・子育て世帯への臨時特別給付金支給 ・子育て世帯生活支援特別給付金支給 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給	事後	
令和5年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部企画課、民生部子育て支援課	総務部企画課、民生部保健福祉課、民生部子育て支援課	事後	

[illegible]